



戸籍届出事務における「テレビ窓口システム」の導入について

届出人からの市民センターでの戸籍の届出（出生・死亡・婚姻届等）に際し、本庁の市民窓口課職員がテレビ窓口システムを活用してリモート対応する取組を、本年度から令和9年度までの3か年計画で広市民センターを除く全ての市民センターにおいて段階的に実施する予定としています。

現在、市民窓口課及び市民センターへの機器整備が完了し、7月30日（水）から、7市民センターにおいて運用を開始します。

1 実施計画

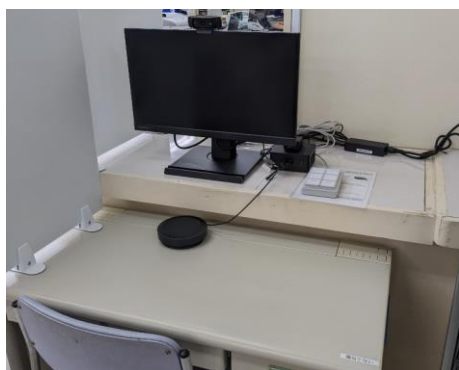
令和7年度：吉浦，警固屋，宮原，下蒲刈，蒲刈，豊浜，豊（7市民センター）

令和8年度：仁方，天応，郷原，川尻，倉橋（5市民センター）

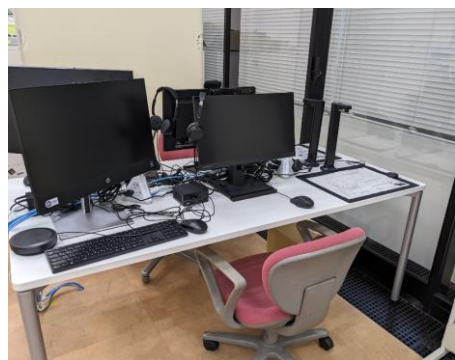
令和9年度：阿賀，昭和，音戸，安浦（4市民センター）

2 運用体制

市民センターと市民窓口課の戸籍届出窓口をテレビ窓口システムによってリモート接続し、市民窓口課担当職員と届出人の双方が対面でやりとりし、届出の処理を行います。



市民センター



市民窓口課